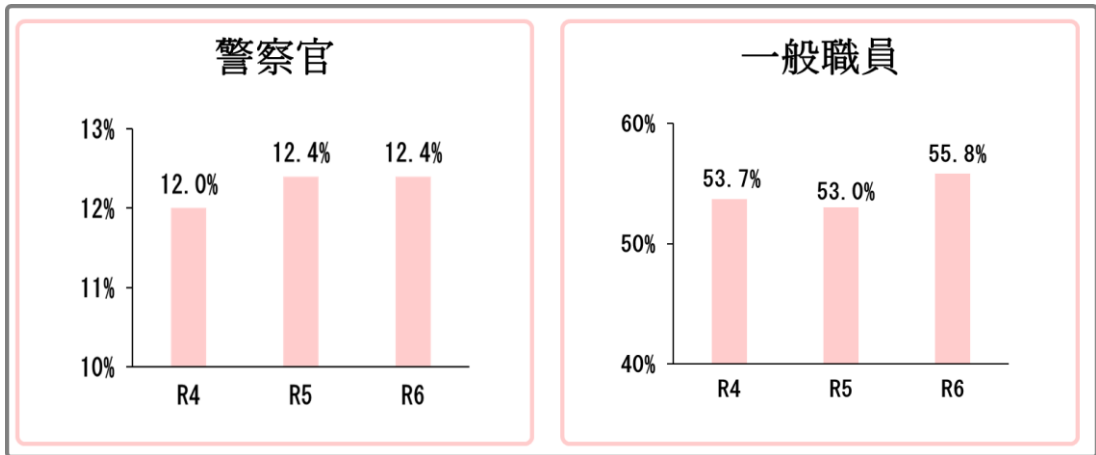


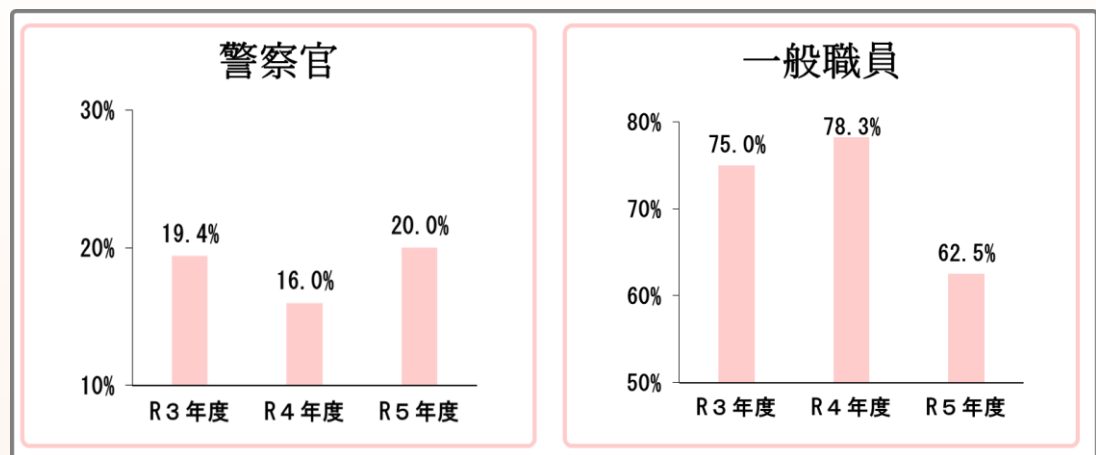
【令和5年度】 埼玉県警察における女性職員の活躍推進の状況



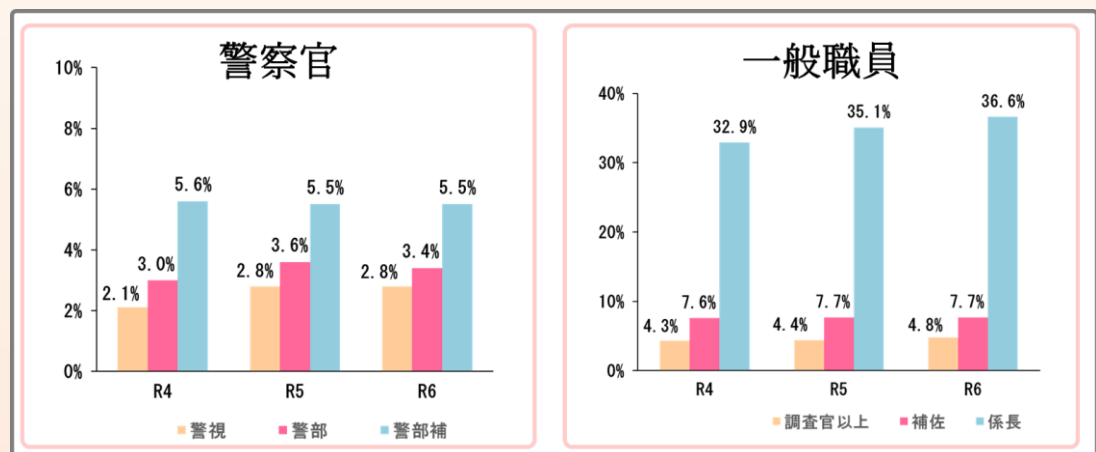
職員に占める女性職員の割合



採用した職員に占める女性職員の割合



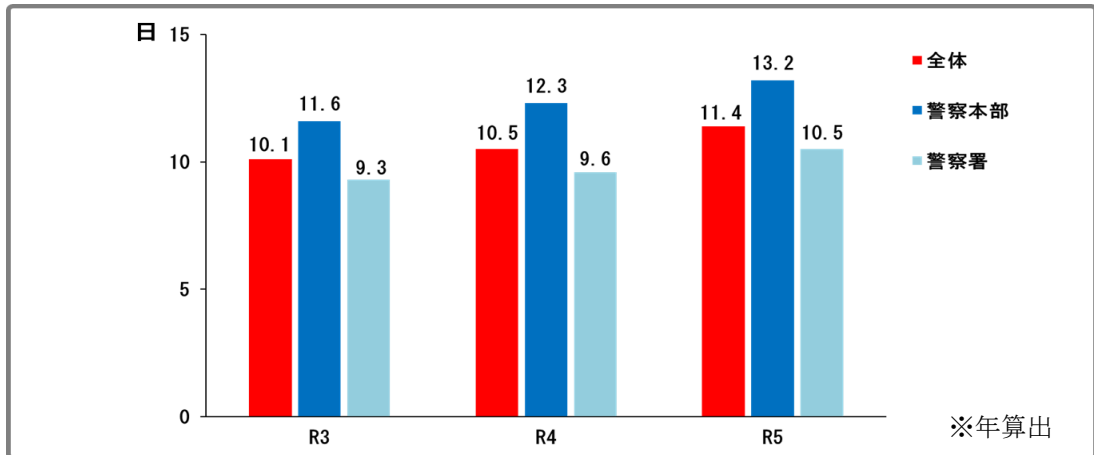
各役職段階に占める女性職員の割合



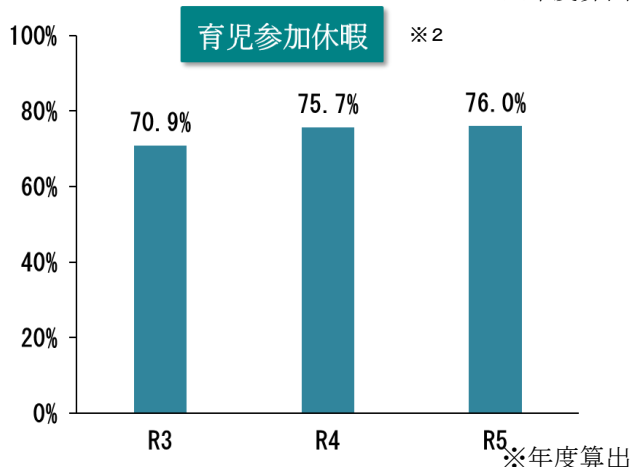
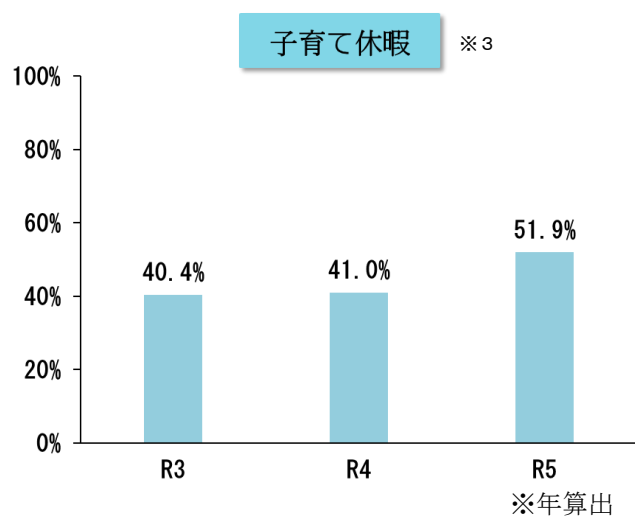
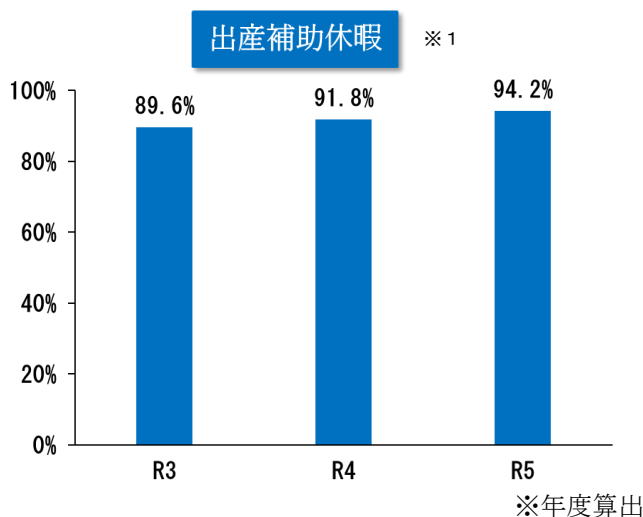
【令和5年度】 埼玉県警察における女性職員の活躍推進の状況



年次休暇の平均取得日数



男性職員の配偶者の出産を補助する休暇及び育児にかかわるための休暇の取得率



※1：配偶者の出産にあたり、入退院・出産時の付添い、子の出生の届出等のため取得可能な休暇（3日間取得可能）

※2：配偶者の産前産後の期間内に、出産に係る子又はその上の子（小学校就学前）の養育を行うために取得可能な休暇（5日間取得可能）

※3：義務教育終了前の子を養育する者が、子の看護や学校行事への出席をする場合等に取得可能な休暇（1年のうち7日の範囲内（子が2人以上の場合は10日の範囲内）で取得可能）

令和5年度 職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.0%
全職員	78.3%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員、臨時職員、会計年度職員を指す

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
警視相当職	93.0%
警部相当職	93.9%
警部補相当職	90.3%
巡査部長・巡査相当職	85.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.8%
31～35年	87.7%
26～30年	84.7%
21～25年	81.1%
16～20年	79.6%
11～15年	79.3%
6～10年	87.8%
1～5年	96.5%

【説明欄】

- ① 公務員においては、条例に定める職種ごとの給料表や基準に従って給料及び各種手当が支給されており、男女で制度上の差異はないが、勤務実態等により差異が生じている。
- ② 部分休業等の育児のための各種制度を利用する職員は、給料月額が減額に加え、当直勤務や深夜勤務が免除されていることや、時間外勤務や休日出勤についても配慮されている結果として、各種手当の支給にも男女の差異が生じている。
- ③ 扶養手当は、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、男性は約60%の職員、女性は約6%の職員が支給を受けており、差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づき公表しています。